

えん罪の温床＝代用監獄(警察留置場)は廃止を 代用監獄って知っていますか？ 警察が自白を強要する制度です

今国会に上程された監獄法「改正」案(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案)には、警察留置場を留置施設として存続させることが盛り込まれています。

明治41年に旧監獄法が施行されたときでさえ、拘置所建設が間に合うまでの「代用」とされた警察留置場を、正面から認めることは歴史に逆行するもので、容認できません。被疑者・被告人の人権を侵害し、数々のえん罪事件の温床となっている代用監獄の恒久化に断固反対しましょう。

ホリエモンは拘置所なのに、普通の人々が留置場なのはなぜ？

日本では、警察に逮捕されると、被疑者(容疑者)は、警察の留置場に入られます。そして、逮捕されてから48時間以内に検察官に送られます。検察官がさらに身柄の拘束が必要と判断した場合には、24時間以内に裁判官に勾留請求をしなければなりません。裁判所が認めれば、起訴まで最大20日間の身柄が勾留されます。

法律の原則は、裁判所で勾留が決定された後は、被疑者の身柄を警察の留置場ではなくて拘置所(法務省管轄)に移すことになっています。ところが、ホリエモンや大物政治家が汚職などで逮捕された場合は、拘置所に移されていますが、このような特別の場合を除いて、ほとんどの被疑者は警察留置場に身柄を拘束されます。それはなぜなのでしょう。

それは、明治41(1908)年にできた監獄法で、当時、拘置所の数が足りなかったのが警察の留置場を代用することが出来るという規定によって代用監獄制度が作られたからです。

この制度は、警察が被疑者・被告人の身柄拘束を利用して、自白を強要することを許すものであって、えん罪の温床として国連からも再三廃止の勧告が出されています。にもかかわらず、今回の監獄法の「改正」にあたって政府は、それを法制化し恒久化しようとしています。

どうして警察留置場じゃだめなの？

被疑者に自白させるために取調べをする警察が、その被疑者を20日間以上(別件逮捕などの手法を使えば、数ヶ月間)も、留置場に閉じこめて、心身ともに支配することができる制度だからです。外からの監視やチェックはありません。

被疑者は、密室の中で、警察から四六時中監視され、食事・睡眠・用便・入浴はもとより、外部との面会や通信、日用品の入手、医療その他、日常の起居動作に至るまで、全生活を支配されます。

警察が、被疑者から、何が何でも自白を取りたいと思うとき、その「全生活を支配する立場」を悪用してしまう例は、どうしても避けられないものです。

長時間の、拷問・脅迫・利益誘導などの手法による、苛酷な取調べ。被疑者は、いつ食事にありつけるか、いつ寝かせてもらえるかわからない、という絶望・恐怖・孤立感などから、うその「自白」に追い込まれていきます。

昨年再審開始決定のあった布川事件では、検察庁で「自白」を撤回したら、代用監獄に「逆送」されて、再度の「自白」をさせられました。代用監獄がえん罪の温床であることは、多くの再審事件で繰り返し明らかになっています。

警察留置場を舞台としたセクハラや暴行陵虐等の警察官の犯罪もあとをたちません。

国際原則にも反しているって本当？

被疑者を捜査機関である警察の管理下に置き続ける制度は、国際的にも類を見ません。被疑者らの人権を守るために捜査機関と身柄拘束施設を分離するのは、世界共通の認識で、国際原則となっています。代用監獄制度は、世界の常識にも反する恥ずべきものです。

全労連・自由法曹団・日本国民救援会

連絡先 〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
日本国民救援会 TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840

「留置施設(警察留置場＝代用監獄)」の廃止を求める請願署名

今国会に上程された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」は、警察留置場(代用監獄)を「留置施設」として存続させることが盛り込まれています。

これまで、代用監獄制度については、国会でも「警察拘禁二法案」が三度廃案とされるなど、国内外から厳しく批判されてきました。国内外で厳しく批判されている代用監獄(警察留置場)は、本来、逮捕された人を司法当局に引き渡すまでの間、一時留め置く場所であって、被疑者を勾留すべき施設ではありません。しかし、法案では、代用監獄制度の恒久化を容認する内容となっています。代用監獄制度は、警察官による「自白」の強要が行われて、多くのえん罪の温床となっており、国連規約人権委員会をはじめ国際的な人権団体などから「廃止すべきである」とくり返し批判を受けている制度です。昨年9月、えん罪布川事件について水戸地裁土浦支部が行った再審開始決定においても、代用監獄における警察官の「自白強要」の事実が認定され、「自白」の信用性が否定されました。被疑者の人権を侵害し、数々のえん罪事件の温床となっている代用監獄の恒久化を断じて許すわけにはいきません。私たちは、代用監獄制度を法制化する「警察留置制度」の廃止を強く求めます。

また、現在死刑確定者への親族外面会は、通達により「心情の安定」を理由に認められておらず、国際基準からも立ち遅れ、人権を侵害する状況となっています。今回の法改正でこれを新設する条項は逆行であり、削除を求めます。死刑確定者を含む被拘禁者の処遇は憲法と国際人権規約に基いて人権が保障されるよう改善することを強く要求します。

<請願事項>

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」について、

- 一 警察留置場(代用監獄)において被疑者・被告人を拘禁する制度を法制化せず、廃止すること。
- 一 死刑確定者を含む被拘禁者の処遇は、憲法と国際人権規約に基づく人権を保障すること。

2006年 月 日	
名前	住所

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 扇 千景 殿

署名取扱い団体